

ますだ暮らし定着支援事業助成金・ 移住支援金申請受付中！



ますだ暮らし定着支援事業助成金

安定したますだ暮らしの実現、益田市への定着を図ることを目的として、益田市内の事業所等に就業するUIターン者、新規学卒者に対して助成金を交付します。

◆対象者

UIターン者

○益田市外に3年以上居住した後、令和2年4月1日以降に益田市に転入し、転入後1年以内に益田市内の事業所等に就業した方（自営業、農林水産業含む）

新規学卒者

○令和2年1月1日以降に学校等を卒業し、卒業した日から1年以内に益田市内の事業所等に就業した方（自営業、農林水産業含む）

UIターン者・新規学卒者共通

- 益田市に住民登録をしている
- 継続して5年以上、益田市に居住する意思がある
- 就業先の事業所等に、継続して1年以上勤務する意思がある
- わくわく益田生活実現支援事業移住支援金の交付を受けていない
- 過去に、UIターン者応援事業補助金、UIターン者定住奨励金、新卒者就労奨励金の交付を受けていない
- 暴力団等の反社会勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない
- 児童生徒・学生でない ○益田市税の滞納がない ○益田市職員でない など



◆助成額 …… 基本額：30,000円

若者加算（39歳以下）：10,000円

企業就職加算（UIターン者サポート宣言企業に就職）：10,000円

◆申請期限 …… 就業した日から6か月以内

わくわく益田生活実現支援事業移住支援金

東京23区から益田市へ移住し、移住支援金の対象法人として登録された中小企業等に就業した方、または、起業支援金事業の交付決定を受けた方に移住支援金を支給します。

◆対象者

- ① 転入日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から東京23区内に通勤していた
- ② 転入日の前日までに連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から東京23区内に通勤していた
- ③ 転入日が平成31年4月26日以降（平成31年4月26日から令和元年12月27日までの間に転入された方は別途要件あり）
- ④ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して益田市に居住する意思がある
- ⑤ (公財)ふるさと島根定住財団が運営する「くらしまねっと」に掲載された移住支援金の対象求人へ新規就業した、または、わくわく島根起業支援事業の交付決定を受けている など

※詳しい要件等は、市ホームページまたは(公財)ふるさと島根定住財団のホームページでご確認ください。

◆移住支援金額 …… 世帯100万円、単身60万円

◆申請期限 …… 令和3年3月1日(月)

※申請に必要な書類等、詳しくは人口拡大課に問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市人口拡大課 ☎ 31-0173